

奈良県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、曲川土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年五月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	安井 壽一	橿原市曲川町一丁目六―一〇
〃	中村 明男	〃 曲川町五丁目四―三〇
〃	堀 博	〃 曲川町二丁目八―三六
〃	中島 裕文	〃 〃 六―二六
〃	吉川 典秀	〃 〃 一―三二
〃	小原 弘明	〃 曲川町四丁目二―六
監事	吉田 俊信	〃 曲川町一丁目一八―一五
〃	前田 昌史	〃 〃 一六―二〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中村 明男	橿原市曲川町五丁目四―三〇
〃	藤村 秀夫	〃 曲川町一丁目八―一九
〃	前田 昌史	〃 〃 一六―二〇
〃	吉川 典秀	〃 曲川町二丁目一―三二
〃	島田 往紀	〃 〃 一八―四七
〃	吉田 俊信	〃 曲川町一丁目一八―一五
監事	吉田 勝秀	〃 曲川町二丁目一―三四
〃	吉川 米二	〃 曲川町四丁目四―一〇